

☆農業体験農園 1年の流れ



農園アクセスおよび申込・問い合わせ先

〇〇〇農園 (URL <http://〇〇〇.jp>)
 住 所 〇〇〇市
 電 話 〇〇〇-〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇
 担当者 〇〇
 Eメール 〇〇〇

☆申込は、平成 年 月 日までに、下記内容を電話又はFAX、Eメールでお知らせ下さい。☆
 ☆住所、氏名、年齢、連絡先（電話、Eメールアドレス）、希望区画数、交通手段☆



4 契約書作成例

農園利用契約書(例)

(目的)

第1条 この契約書は、(以下「甲」という。)が開設する農業体験農園において(以下「乙」という。)が行う農業の実施に関し必要な事項を定める。

(対象農地)

第2条 本契約の対象となる農地(以下「対象農地」という。)の位置及び面積は、別紙のとおりとする。

(農作業の実施等)

第3条 乙は、甲が対象農地において行う耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

2 乙は、農作業の実施に関し甲の指示に従わなければならない。

3 基本的農作業に必要な種子・苗・器具・資材・肥料等は甲が準備する。

(農作物の帰属)

第4条 対象農地における農作物の帰属は甲とし、乙は対象農地内で生産された農作物を全量購入するものとする。

(料金の支払い)

第5条 乙は、農園に入園し、甲の指示を受けて農作業を体験する入園料と収穫する農産物の代金を支払うものとする。

2 入園料は、円を毎年 月 日までに、甲に支払わなければならない。

3 収穫が予想される農産物の代金は、年額円とし、入園料と併せて支払うものとする。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。

(契約の解除)

第7条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

(1) 乙が契約の解除を申し出たとき

(2) 乙が契約に違反したとき

(3) 乙が甲の指示に従わないとき

(4) 甲が指示した農産物の収穫が終了したとき

(料金の返却)

第8条 乙に対して前条による解除があったときには、乙が既に納めた入園料は還付しない。

ただし、次の各号に該当するときは、甲はその全部又は一部を還付することができる。

(1) 乙の責めに帰すべきでない理由により農作業ができなくなったとき

(2) その他甲が相当な理由があると認めるとき

2 乙に起因する過失などが原因で農産物の収穫が低下し、若しくは皆無となったときは、農作物の代金は返還しない。

3 乙の責めに帰すべきでない理由により、農作物の収穫が著しく低下したときは、次により農作物の代金を返還する。

(1) 春作・秋作をとおして収穫が皆無であったときは、農作物の代金として支払いを受けた額の全額

(2) 年間をとおして収穫が著しく低下したときは、甲乙協議のうえ定めた額

(その他)

第9条 本契約に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

平成 年 月 日

甲住所

氏名

印

乙住所

氏名

印

(本契約書は、2通作成し、それぞれ各1通を所持すること。)

注意：契約書の内容変更は、慎重に行うこと。

主な野菜の種まき・収穫時期

3月下	根菜類	ジャガイモ（植え付け）
4月上	果菜類 葉菜類 根菜類	トウガン（種まき） ハウレンソウ（種まき） ダイコン（種まき）、カブ（種まき）
4月中	果菜類 葉菜類 根菜類	スイートコーン（種まき） ネギ（種まき） サトイモ（植え付け）
4月下	果菜類	キュウリ（植え付け）、スイカ（植え付け）、カボチャ（植え付け） ズッキーニ（種まき）、トマト（植え付け）、ピーマン（植え付け） シシトウ（植え付け）、ナス（植え付け）
5月上	果菜類 葉菜類 根菜類	トウガン（植え付け）、エダマメ（種まき） コマツナ（種まき） ショウガ（植え付け）、サラダゴボウ（種まき）
5月中	果菜類 葉菜類	ズッキーニ（植え付け）、オクラ（種まき）、エンドウ（収穫） ハウレンソウ（収穫）
6月	果菜類 葉菜類 根菜類	ソラマメ（収穫） ハウレンソウ（収穫）、ネギ（植え付け）、ニラ（植え付け）、 ニンニク（収穫） ジャガイモ（収穫）、ダイコン（収穫）、カブ（収穫）
7月	果菜類 葉菜類 根菜類	キュウリ（収穫）、スイカ（収穫）、カボチャ（収穫）、トマト（収穫）、 ズッキーニ（収穫）、ピーマン（収穫）、シシトウ（収穫）、 ナス（収穫）、スイートコーン（収穫） コマツナ（収穫） ニンジン（種まき）、サラダゴボウ（収穫）
8月	果菜類 葉菜類 根菜類	トウガン（収穫）、オクラ（収穫）、エダマメ（収穫）、 極早生エンドウ（種まき） キャベツ（種まき）、ブロッコリー（種まき）、レタス（種まき） ジャガイモ（植え付け）
9月上	葉菜類 根菜類	キャベツ（植え付け）、ブロッコリー（植え付け）、 ハクサイ（種まき） ダイコン（種まき）、カブ（種まき）
9月中	果菜類 葉菜類	ナス（収穫）（切り戻し後） キャベツ（種まき）、ハウレンソウ（種まき）、 コマツナ（種まき）、シュンギク（種まき）
9月下	葉菜類 根菜類	レタス（植え付け） ニンニク（植え付け）
10月	果菜類 葉菜類 根菜類	エンドウ（種まき）、極早生エンドウ（収穫） キャベツ（植え付け） サトイモ（収穫）、ショウガ（収穫）
11月	葉菜類 根菜類	ブロッコリー（収穫）、レタス（収穫）、ハウレンソウ（収穫） カブ（収穫）
12月	葉菜類 根菜類	キャベツ（収穫）、ハクサイ（収穫）、コマツナ（収穫） シュンギク（収穫） ジャガイモ（収穫）、ダイコン（収穫）、ニンジン（収穫）
1月	葉菜類	ネギ（収穫）、キャベツ（収穫）
2月~ 3月上		・片付け ・土づくり ・入園者決定、契約 ・準備

6 交流会について

交流会は、農業体験農園の運営に欠かせない行事で、必ず実施すべきものである。収穫祭や年末の餅つき大会など、時期ごとに年間で2～3回程度交流会を行うことで、入園者と仲良くなり、農園の運営を手伝ってくれるようになる。また入園者同士が仲良くなる切っ掛けになり農園コミュニティの形成が促進できる。

(1) 交流会の目的

農園の運営は、園主だけでは手が回らないことも多いことから、以下の目的で交流会を実施し、入園者が自主的に農園運営に携われるように誘導する。

- ・園主と入園者の交流
- ・入園者同士の交流
- ・農園の連帯感醸成、コミュニティの形成
- ・農園運営を手伝ってくれる農園サポーターの育成

(2) 行事内容

収穫祭、年末の餅つき大会、旅行など農園によって様々な行事が実施されている。

入園者の中に、特殊な技術や趣味を持つ人がいて農園コミュニティが形成され機能が発揮されると陶芸教室、コンサートなど園主だけでは企画出来ない行事も開催できるようになる。

(3) 費用の負担

費用の負担は、園主が入園料から負担する場合と入園者が負担する場合がある。

入園者が自慢の家庭料理を持ち寄る方式では、参加意識も高まり費用はあまりかからない。

(4) 料理

料理は、バーベキュー、焼き芋、ゆでトウモロコシ、鍋、かき氷等、入園者が主体的に関わり作れるもので、農園で収穫した農産物を活用できるメニューが経費がかからず良い。

入園者に人気の料理はピザで、簡易なピザ釜でも焼くことができるので、交流会で取り入れると良い。生地は、作ることが出来なければ、業務用スーパーなどで市販の生地を買うと良い。具として、トマト、ナス、スイートバジル、スイートコーン、ブロッコリーなど栽培している野菜を色々使うことができる。



7 施設整備に活用できる補助金等については、農業者個人が利用できるメニューはありません。市町村の中には、農業者個人を対象とした国や県段階の補助事業がありますので、各市町村にお問い合わせてください。

ア ハード事業

事業内容	事業名	補助率	利用できる者	要件等	所管
農園の整備	食と地域の交流促進対策交付金 (都市農業振興整備対策)	定額 1/2以内	農業法人、NPO法人等(受益3戸以上)	・都市計画区域内の非農用地区域	農林水産省農村振興局
	山間地営農等振興事業	1/2以内	農業者等の組織(受益3戸以上)	・山村振興法、離島振興法の指定地域等	愛知県農林水産部 農業振興課
	農畜産業振興事業費補助金	1/3以内	農業者等の組織(受益3戸以上)	・10a以上(既存の農園の再整備は対象外) ・山間地営農等振興事業の対象区域 ・対象区域の47市町村	愛知県農林水産部 園芸農産課

イ ソフト事業

事業内容	事業名	補助率	要件等	所管
開設や運営にあたってのノウハウの提供による農園の整備促進を図る取組や都市農業の発展に資する醸成や都市農業の振興に資する取組み	食と地域の交流促進対策交付金 (食と地域の交流促進集落活性化対策)	定額 上限250万円	・集落協定を定めた団体(構成員に農業者が含まれていること。農地要件はなし)	農林水産省農村振興局

ウ 融資（農業制度資金）

事業内容	資金名	金利	融資率	返済期間
農業経営強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な長期低利資金（農地の改良等、体験農業施設等の改良・造成・取得）	農業経営基盤強化資金 (スーパージン) 〔日本政策金融公庫〕	0.60%～1.40% (返済期間による)	100%	耐用年数以内 (上限25年)
農産物の生産・流通又は加工に必要な施設の改良・造成・復旧又は取得に要する資金。(観光農業施設を含む) 認定農業者以外の者は、復旧に必要な資金を除く。	農業近代化資金 〔農業協同組合等〕	認定農業者 0.60%～1.40% (返済期間による)	100%	耐用年数以内 (上限15年)
		認定農業者以外 1.4%	80%	
中山間地域において、農林漁業を総合的に振興し、地域の活性化を図るため、農地、森林等の農林漁業資源を活用した保健機能増進施設を行うのに必要な資金。 (農業体験農園及び付帯施設)	中山間地域活性化資金 (保健機能増進施設) 〔日本政策金融公庫〕	0.95%～1.25%	80%	耐用年数以内 (上限15年)
山村振興法及び過疎地域自立促進法により指定された山村振興法が、その地域の自然・経済的振興を図るのに必要となる資金。 (体験宿泊施設、滞在型農園施設)	振興山村・過疎地域経営改善施設資金 〔日本政策金融公庫〕	補助事業 1.55% (共同利用) 2.55% 非補助事業 1.4%	80%	耐用年数以内 (上限25年)

- 1 金利は平成23年12月19日現在のものであり、金利情勢により変動することがあります。
- 2 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基き、市町村が効果的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の認定された農業者及び酪農及び肉用牛生産の振興に関する

8 開設指導・運営委託について

開設・運営の指導や運営を有料で外部委託できる仕組みが以下のとおりあるので、農園開設時や運営が軌道に乗るまで利用するなど状況に応じて活用すると良い。

(1) NPO法人「全国農業体験農園協会」による開設・運営指導

東京都農業体験農園園主会が主体となり平成22年4月にNPO法人「全国農業体験農園協会」として設立された組織で、事業目的は「この法人は、農業者に対して農業体験農園の普及並びに運営等に対する協力・支援を中心とした農業経営の改善支援を行うとともに、地域住民・一般消費者並びに児童生徒に対する農業啓発を行い、広く社会に貢献することを目的とする。」としている。練馬方式の農業体験農園107農園が加入している。

開設・運営指導の内容

- ・開設に向けた相談（現地視察によるアドバイスなど）
- ・農園の設計相談（農園設計、施設・設備の設置など）
- ・入園募集パンフレットや案内看板の作成アドバイス
- ・入園説明会の運営アドバイス及び運営協力
- ・入園契約書の作成協力
- ・作付計画書の作成協力
- ・入園者の保険紹介
- ・その他、農業体験農園の情報提供や園主同士の情報交換の場の提供など
申込、問い合わせ

特定非営利活動法人 全国農業体験農園協会

住所 〒167-0051 東京都杉並区荻窪2-36-11

電話 03-6383-5106（火・水 9:30～16:30（祝祭日を除く））

(2) 合同会社 農力向上研究所による開設指導・運営の受託

平成22～23年度に県の「民間による市民農園参入モデル事業」を活用し、特定農地貸付法により耕作放棄地を利用した有機無農薬の栽培指導付きの市民農園「野菜楽園」を開設・運営している愛知県内の事業会社で、市民農園・体験農園の開設～運営管理についてのコンサルティング及び業務委託を請け負っている。

開設・運営指導、委託の内容

- ・開設に向けた相談（現地視察によるアドバイスなど）
- ・農園の設計（農園設計、施設・設備の設置など）アドバイス及び設計受託
- ・入園募集パンフレットや案内看板の作成アドバイス及び作成受託
- ・入園者募集広告の実施アドバイス及び実施受託
- ・入園説明会の運営アドバイス及び運営受託
- ・入園契約書、作付計画書の作成アドバイス及び作成受託
- ・入園者同士の交流機会（収穫祭など）の実施アドバイス及び実施受託
- ・その他、入園者および農園の管理アドバイス及び管理受託
申込、問い合わせ

合同会社 農力向上研究所

住所 〒461-0003 名古屋市東区筒井3-1-27 M sスクエア1B

電話 052-908-3008（平日・土曜 10:00～18:00）

FAX 052-875-6008

9 農地の状況

表 本県特定市における農地の状況

特定市	市街化区域内農地面積 A (ha)		生産緑地地区 の箇所数	生産緑地の割合 (%) (B ÷ A × 100)
		うち生産緑地地区 B		
愛知県合計	6,407	1,316	9,157	20.5
尾張地域	3,344	890	6,437	26.6
名古屋市	955	320	2,157	33.5
一宮市	357	158	1,178	44.3
瀬戸市	105	24	153	22.9
半田市	89	8	57	9.0
春日井市	267	43	385	16.1
津島市	63	29	254	46.0
犬山市	83	24	176	28.9
常滑市	70	2	20	2.9
江南市	42	15	160	35.7
小牧市	189	58	351	30.7
稲沢市	57	15	110	26.3
東海市	141	38	237	27.0
大府市	101	25	147	24.8
知多市	87	21	150	24.1
尾張旭市	56	6	55	10.7
岩倉市	32	13	130	40.6
豊明市	31	10	70	32.3
日進市	77	43	228	55.8
愛西市	39	3	25	7.7
清須市	119	14	168	11.8
北名古屋市	132	21	221	15.9
弥富市	67	-	-	-
あま市	185	-	-	-
西三河地域	1,234	427	2,721	34.6
岡崎市	358	118	673	33.0
碧南市	132	54	347	40.9
刈谷市	135	52	423	38.5
豊田市	180	64	387	35.6
安城市	82	21	146	25.6
西尾市	154	57	406	37.0
知立市	84	36	199	42.9
高浜市	60	25	140	41.7
みよし市	49	-	-	-
東三河地域	1,001	-	-	-
豊橋市	341	-	-	-
豊川市	390	-	-	-
蒲郡市	170	-	-	-
新城市	44	-	-	-
田原市	56	-	-	-

- 1 出典は「土地に関する統計年報(平成22年版)」(愛知県地域振興部土地水資源課)
- 2 特定市とは、中部圏開発整備法の都市整備区域内にある市のこと。
- 3 市街化区域内農地面積は、平成21年1月1日現在のものに生産緑地地区面積を加えた。
- 4 生産緑地地区面積は、平成22年3月31日現在の数値。

10 参考文献

- (1) 農業体験農園の開設と運営
全国農業図書 東京都農業体験農園園主会
- (2) 市民農園開設のすすめ
財団法人都市農山漁村交流活性化機構
- (3) 京都府アクションプラン政策検討会開催結果概要
京都府ホームページ
- (4) あなたもできる！市民農園開設の手引き
兵庫楽農生活センター
- (5) 温故知菜
愛知県農業普及協会
- (6) 都市農地における体験農園の経営分析
八木洋憲, 農業経営研究 4 5 巻第 4 号 p.109-118
- (7) 農業体験農園におけるナレッジマネジメント
原修吉, 農業経営研究 4 6 巻第 4 号 p.43-51

農業体験農園ビジネスモデル育成資料
農業体験農園開設の手引き
～新たな農業経営形態への挑戦～

編集・発行 愛知県農業総合試験場企画普及部
愛知県長久手市岩作三ヶ峯 1 - 1
電話 0 5 6 1 - 6 2 - 0 0 8 5 (代表)

監 修 愛知県農林水産部農業経営課
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 4 1 0

農業体験農園開設の手引き

平成24年2月

愛知県農業総合試験場